



青財管第110号  
平成22年5月28日

青森県タバコ問題懇談会

代表世話人 山崎 照光 殿  
                  鳴海 晃 殿  
                  久芳 康朗 殿

青森県総務部財産管理課長



県有施設における全面禁煙の実施要請について（回答）

平素より県行政の推進につきまして、ご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、平成22年5月21日に貴殿より要請のありました標記の件について、下記のとおり回答いたします。

今回の要請も参考にし、今後の受動喫煙防止対策の徹底に努めて参ります。

記

- 1 県では、平成22年2月の厚生労働省健康局長通知を受け、担当部局から県関係部局等に対して通知し、受動喫煙防止対策の取組への協力を要請しています。
- 2 知事部局で管理している施設においては、施設管理者がその施設で行っている業務内容等を勘案し、当該施設管理者の判断により全面禁煙を実施している施設もありますが、全面禁煙については、様々な意見もあることから、庁舎、公の施設、公園などの県の施設のすべてについて、全面禁煙を実施するには至っていません。
- 3 県庁舎（東棟、南棟、西棟及び北棟）については、分煙対策を実施しており、当面は、これを徹底するとともに、とりわけ、不特定多数の人が集まる場所における対策を徹底しつつ、引き続き関係部局等と協議し、受動喫煙防止対策の徹底に努めて参ります。

担当 総務部財産管理課施設管理グループ  
TEL 017-734-9095（直通）